

令和4年度第1回大府市国民健康保険運営協議会（11名） 要点記録

開催日時	令和4年6月29日（水） 午後 1時 30分 開会 午後 3時 00分 閉会			
場所	大府市役所 5階 全員協議会室			
出席者	会長	栗 美 親	委員	近 藤 和 彦
	副会長	大 川 祥 子	〃	大 角 優 理 子
	委員	織 田 悦 子	〃	櫻 井 淳 子
	〃	花 井 伊 壽 美	〃	安 藤 広 重
	〃	伴 初 美	〃	松 本 典 子
	〃	上 村 孝 法		
理事者	市長	岡 村 秀 人		
	副市長	山 内 健 次		
事務局	福祉部長	猪 飼 健 祐		
	保険医療課長	田 中 嘉 章		
	保険医療課係長	久 野 倫 太 郎		
	保険医療課主任	山 内 有 里 菜		
	保険医療課主任	安 達 弘 貴		
関係課出席者	健康都市スポーツ推進課主事	敲 森 郁 美		

1 市長あいさつ

○市長 「あいさつ」

2 委員の委嘱

3 自己紹介

○委員、事務局 「自己紹介」

4 会長及び副会長の選出

○事務局

会長及び副会長につきましては、大府市国民健康保険運営協議会規則第4条に、公益を代表する委員のうちから全員がこれを選挙すると規定されています。

昨年度まで会長を務めていただきました栗山美親様に会長、副会長は、更生保護女性会から委員となっただいて大川祥子様をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございました。拍手で皆様に御賛同いただきましたので会長は栗山様、副会長は大川様に決定をさせていただきたいと思っております。それでは会長、副会長から御挨拶をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○栗山会長、大川副会長 「あいさつ」

○事務局

ありがとうございました。市長は、別の公務があるためここで退席をさせていただきます。

5 議題

○事務局

傍聴人はいらっしゃらないということですのでこのまま進めます。それでは、大府市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定によりまして、この後の議題につきましては会長に議長をお願いいたします。会長よろしくをお願いいたします。

○会長

それでは、次第の5、議題の1番、大府市国民健康保険の事業概要について、事務局から説明をお願いいたします。なお、説明についての御質問、御意見は、後ほどまとめてお受け

いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、大府市国民健康保険の事業概要について、資料ナンバー1に沿って要点を説明させていただきます。

(資料に基づき説明)

○会長

ただいま、保険税の仕組みあるいは現状について、事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして御質問ございましたらお受けしたいと思いますと思いますが、よろしくお願いいたします。

○委員

先ほど、高額療養費の件数がすごく増えているというお話がありました。3年度金額がすごく増えているということでしたが、このコロナで2年度、病院に行くのを控えておられた方が重症化したというようなことでいいでしょうか。

○事務局

受診控えをしていた間に重症化してしまった方がいたのではないかと可能性もありますが、我々もそこまで細かく、まだ令和3年度分については分析が出来ていません。そうではなからうかという仮定については我々も同じ考えです。

○委員

私は健診をしていますので健診について少しお聞きしたいのですが、当日、保健指導を増やしたというような話があったのですが、どのような形で増やされましたか。

○事務局

実際には外部の業者に委託をして特定健診と特定保健指導を行っていただいているのですが、令和2年度が終わった時点でその委託業者と振り返りの会議をした際に、令和3年度から、みなしで先に面談をするというのをしてみましようかという話をさせていただいて、令和3年度から開始しています。

○委員

保健指導、なかなかいいレベルにあるなと思って感心しています。なかなかここが進まなくて各けんば苦勞しているところで、何か工夫をされているとか、例えば私のほうでいくと、

ちょうど大府市にスギ薬局さんが本社を構えられましたので、スギ薬局の店舗での保健指導だとかそんなことも仕掛けながらちょっと上げているのですが、今言われたように健診してからそのままというだけではなくて、何かやっておられるなというのがあるのですが、何かそういう工夫されたところがあれば教えていただきたい。

○事務局

今の御質問についてですが、本市では特定保健指導受診の方への勧奨業務を行っているのですが、なかなか手紙などを送っても反応がないという方もいらっしゃいます。この方は今、状況があまり芳しくないなという方を選定して、市の保健師が実際に訪問する形で、受診をしませんかということを行っていますので、市だからできるというところがあるかもしれないですけどもそういったことは行っています。

○委員

大府市の保険税の収納率はほかの市町に比べて高いですけど、これは特に何か、工夫を凝らしていることはありますか。

○事務局

まず窓口にいらした際に、国民健康保険税のお支払いが滞っているという方がいらっしゃる場合は、必ず、納税係の者と連絡をとって御案内させていただいて、直接今の状況をお伺いして納付の計画を立てていただくことを進めています。あとは細かい業務になってしまうと、申し訳ないですが税務課の納税係が行っているところになりますので、こちらから詳しくお答えが出来ません。お客様とお話をする中で、何かしら計画的に納付が出来ないかというのは、必ず御相談を案内するようにしています。

○委員

もう一つ、近々資産割が廃止されるということですけど、なくなった分は、どのような形で市民から徴収されていく予定でしょうか。

○事務局

今の御質問についてですが、やはり資産割の部分で減収になった分については所得割、所得に応じて加算をさせていただく部分というところと、あと均等割、1人当たり幾らとお願いする税額があるのですが、そちらの金額を調整させていただくということが前提にあります。また、県のほうから、市として定める目標とする税率等が示されており、その税率、税額に対して、大府市がちょっと低いという状態になっていますので、そこを上げていかなければいけないというふうに考えています。

○委員

今現在年金から健康保険税が引かれていると思うのですが、少ない国民年金からだとも本当に引いてしまったらほとんど残らないです。その点はどうなっているのでしょうか。

○事務局

今の御質問にありました年金天引きで国民健康保険税を納めていただくということですが、受け取る年金の額がどんどん減ってしまうと問題になるため、法律上年金天引きをしていい方が決められていまして、世帯で65歳以上の方だけというところとか細かいルールがあり、そのうちの一つに、国民健康保険税と介護保険料をあわせて年金から天引きをしようとしたときに、年金額の2分の1を超えている場合は年金天引きをすることはできないというルールがあります。もう一つ、年金の額がもともと支給される金額が少なくて国民健康保険税を支払うのが難しいのではないかという御質問もあるかと考えますが、そちらについては、また、国民健康保険税の計算をする際に、均等割と平等割1人当たり幾ら、1世帯当たりいくらとお願いする税額について、所得に応じて2割減額、5割減額、7割減額の減額制度がございますので、そちらを適用させていただいているという形になっています。以上です。

○委員

でも結局は、国民健康保険に入っている以上は、天引きされて受け取る額が少なくなりますよね。ということはやっぱり年金をもらっている人にはちょっと厳しいかなというふうに、今の御返事でちょっと感じました。

○会長

ありがとうございました。それではまた後ほど質問の時間を準備させていただきますので、次の議題に入りたいと思います。よろしく申し上げます。それでは、議題の2番、令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る大府市国民健康保険の対応について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

令和4年度の新型コロナウイルス感染症に係る大府市国民健康保険の対応について、資料No.2、A4の紙1枚両面のものに沿って説明をさせていただきますので御確認をお願いします。

(資料に基づき説明)

○会長

ただいま事務局から、新型コロナウイルスの国民健康保険の対応について、説明がございましたけれども、この点につきまして何か御質問ございましたらお願いいたします。

○委員

傷病手当について、農業自営業の方は対象外と書いてあるのですが、これはなぜですか。

○事務局

あくまで国の制度としても給与収入がある方のみとなってしまうので、いわゆるアルバイトの方などが対象となっています。そのため、農業収入等の方については支給が来ていないという状況であります。ただ、委員もおっしゃるように、実際のそういった収入の方からコロナの影響で収入が減ったという御相談はいただくのですけれど、対象外というふうに御説明をさせていただいたということは実際にございます。

○委員

同じ国保加入者なのに、農業だとか自営業の方たちは対象外になるというのはなかなか腑に落ちないと思いました。

○委員

適用期間が、今年の9月30日までで、もしかしたら延びるかもということですが、もうちょっとで7月になって、期間がないと思ったのですが、もし延びるとなったら、いづぐらいに分かりますか。

○事務局

国の制度と連動させていただいている制度ですが、国からは大体期間の2か月前ぐらいには連絡が来るので、恐らく7月中には延長の連絡が入ると思います。本市もそれに合わせて手続を進めていくという形になります。

○委員

減免の状況ですが、申請が今3年間で100件ちょっとということですが、この件数は少ないと見ていいのでしょうか。

○事務局

我々も実際に国保に加入している方の収入がどれだけ減少しているかというのを全てチェックできるわけではないので、対象がどれだけいるかというところは難しいところがございます。国民健康保険の加入している方の1番のメインが、やはり会社を定年退職されて、年金で生活をされている方が被保険者様なので、そういった方の減免制度は、年金が3割以

上減少するという事はなかなか、起き得ないので、大きく数としては分母が減るところはあると思います。あと自営業の方ですが、正直コロナの影響を受ける方は、令和2年度が恐らく1番収入が落ちたところがあって、2年から3年と比べて、3年と4年を比べてとなってくると、既にもう収入が落ち切った方が、さらにまた落ちるのかというところがあるので、どんどん減免の申請件数が減ってしまっているというところがあります。

○事務局

推測の域は出ませんが、こういう方が出ないにこしたことはないわけで、経済的な支援について、大府市はクーポン券の配布等、商業的な面で活性化を図る等、継続的に行ってきているので、そういう効果も一因にはあるかと思っています。

○委員

申請される人自体がそんなにないということですよ。申請ができるのに出来てない人っていうのはあまりいないということだと思いますよ。

○事務局

そう考えています。

○委員

傷病手当金の件数に対し、ちょっと少ない気がしたのですが、対象外の方の断られた割合は、分かるのですか。

○事務局

断られた割合というのは申請をしようとして相談に来たけど、お断りをしてしまったということかと思いますが、その割合まではお出しができていないです。一応相談を受けた方について相談チェックシートを我々として作っていて対象になるかどうかを確認させていただくという事はしているのですけれども、件数まで数えて集計というのまではできていないです。

○委員

傷病手当金の支給状況ですが、申請は少ないと思うのですが、その原因としては市民の皆様あまり周知されていないのではないかと思います。それに関して、もうちょっと皆様に広めていったら、伝えていったらどうかと思います。それと減免状況が、例えば令和2年は80件申請して70件決定されたのですが、ほかの10件っていうのは、要件が満たされなかったということですが、この中に今結構話題になっている、不正などの問題はありませんでしたか。例えば、詐欺が発覚したとか、そういうことはありましたか。

○事務局

減免の申請をしていただく際に、見込みで減免を決定するので、実際、お客様から出てきた収入が、本当に減っているのかどうかというチェックですが、3割以上減少した見込みだったけれども、実際減ったのが3割弱ぐらい、ちょっと届かなかったという方は確かにいらっしゃいました。申請していただいたのは年度途中の7月8月あたり、申請した時点での見込みで出しているものなので、詐欺を狙ってやったというようなことではなく、その時点で見込んでいただいてその結果だったということで、我々としても減免の取消し等は実施していない状況になります。その時点までは実績が分かるように、証拠書類等はそろえていただいて、職員の二重チェックを行ってそういった不正がないように確認させていただいているつもりではありますので、不正はないという認識ではございます。

○会長

それではまた、質問の時間を設けますので、次の議題に移りたいと思います。3番、医療の適正化に向けた新規保健事業について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

医療費適正化に向けた新規保健事業について、資料ナンバー3に沿って説明をさせていただきます。

(資料に基づき説明)

○会長

ただいま事務局から説明がございましたけど、その件につきまして何かありますか。

○委員

先ほどから特定保健指導もそうでしたが、市の保健師が家庭訪問というのは、実際何人ぐらいでどのぐらいの件数行っていますか。

○事務局

健康増進課という保健師がいる部署にお願いをしているので細かい件数まで今報告が出来なくて、お調べをさせていただく時間がいただきたいです。

(事務局追記 保健師4名で対象者45名訪問しています。)

○委員

お願いします。私も同じで、健診勧奨をしても、お手紙を出しても、なびいてくれないの

で訪問して直にとは思うのですが件数が多過ぎて、なかなかそこまで手が回らないという状況です。また、分かれば教えてください。

○委員

3番の頻回受診者の訪問ですが、これは精神疾患の方も含まれていますか。

○事務局

まだ検討段階ですが、精神疾患の方の場合に訪問が難しい可能性もあるので、国保連合会で実際に、ほかの市で実績があるのでそういった方を対象にしているかというのは相談をしていかないといけないと思っています。あと、がん患者の方も、同様に考えています。

○委員

精神疾患の方が多いというイメージがあって、多い方ですと、20とか30、40、何百という数の薬をもらわれている方もいらっしゃいます。実際飲んではいらっしゃらないと思うのですが、訪問は精神疾患の方は難しいので、文書でやりとりなどを行っている状態です。そういった方は言ってもなかなかやめられないので改善が難しいという実態があるものですから、大変かなと思います。

○会長

お薬のことが話題になっているのですが、いかがですか。

○委員

6種類以上の方が対象というお話があったと思うのですが、例えば血圧の薬でも最近では配合錠で、違う血圧の薬が合わさって1錠で飲めるものがよく出ていると思うのですが、今まで6種類飲んでいて、配合錠に変わったことで5種類になった場合には、対象として扱われるのでしょうか。

○事務局

配合されたものについて、それぞれ別の薬として確認をさせていただくのかと思うのですが、実際その通知を作成していただいている外部の委託業者に確認をとらせていただきたいと思っています。

(事務局追記 ピーエイ配合錠は1種類として捉えます。)

○会長

ほかにございませんでしょうか。

○委員

この通知のタイミングは月1回通知を出すのか、どういうふうになりますか。

○事務局

現時点では年に1度を考えていまして、直近で7月の末頃に送付をさせていただく予定のものが、去年の11月から今年の2月までの間の4か月間で処方された薬を確認させていただいて該当の方について、7月末に送付をさせていただく予定をしています。

○委員

確かに高齢者は手にいっぱい、お薬を乗せて飲んでいきます。これは何の薬かは私たちには分からないのですが、こんなに飲まなきゃいけないのかというのは疑問に思っています。

○事務局

本人の体にも薬の飲み合わせの問題もあるということですが、いわゆる国民健康保険、ひとつの保険制度というのは、支え合いの制度で、自分の体をしっかり保つために薬を飲んでいただくのは全然構わない、お医者さんにかかれるのも全然構わないけれど、やはりそれは、必要に応じた適正なものではないと、自分がよくても、医療費、保険税が上がってしまうということにもなるということで、正しくこの保険の制度を使ってもらう、理解してもらうというのが、非常に大切かと思えます。以上です。

○委員

勝手に自分が薬局で買って飲んで重複することもあると思うのですが、どういうふうに考えてみえますか。本人の気持ち次第ですけど、主治医のところでもらっても、よくなるからと言って、薬局で買って飲んでみえるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局

実際にそういう方もいらっしゃると思うのですが、薬剤師や医師に相談していただきたいところでもあります。実際薬を飲めば、飲むだけ体にいいというわけではないということ、まずは知っていただきたいところからこの事業を始めていきたいと思っています。今回広報でも書かせていただいていますので、薬は飲み過ぎてもよくないところをまず、市民の方に御認識いただいて、そこから薬剤師や医師と御相談していただければというふうに思います。

○委員

ちゃんと広報をよく見ている人と見ていない人、分かれるのですよね。これから啓発の仕

方がまた考えられると思うのですが、その辺をよろしくお願いします。

○委員

さきほどのお薬手帳の話もあったのですが、実際、つい先日、眼科では違う手帳をもって
いる方も確かにいて、結構、お薬手帳何冊も持っている方はおみえになるので、そういうと
きは薬局からも1冊にまとめてというお話はさせていただいています。市販薬に関しても、
胃薬は市販という方も結構お見えになっていまして、そういうときもう一度、ドラッグスト
アとかでもこの薬飲んでいます、お薬手帳を持参してくださいというお声掛けはさせてい
ただいています。

○会長

ほかにございませんでしょうか。それでは後ほどまた、全体として質問の時間を用意させ
ていただきますので、次の議題に移りたいと思います。それでは次第の6番、その他ですけ
れども事務局から何かございましたら、お願いいたします。

○事務局

その他に入る前に、先ほど御質問があった保健師の訪問指導の件数ですが、昨年度の実績
では、45人行っているということが分かりましたので、御報告させていただきます。あと
服薬情報通知のタイミングですが、今年度1回実施しますが、来年度以降未定で、今年度の
効果を検査しながら、検討していきたいと思いますので、よろしくご承知おきください。以
上です。

6 その他

○事務局

今日皆様の御手元に追加でカラーのパンフレットを配らせていただいたのですが、これ
について担当の部署のものも来ていますので、少し説明の時間をいただきたいと思いま
す。

○健康都市スポーツ推進課

(資料に基づき説明)

○会長

次第が前後してしまったのですが、5番の議題1から3番の中で、何か御質問ございま
したらお受けしたいと思います。その他で、ありましたらお願いいたします。

○事務局

運営協議会の今後の開催予定でございますが、1月17日に決めさせていただいてよろしいでしょうか。また改めて御連絡させていただきます。

○兼山会長

それではこれもちまして、議事を終わらせていただきます。事務局に置かれましては、議事録の作成をお願いいたします。委員の皆様には議事進行の御協力を、誠にありがとうございました。事務局へお返しいたします。

○事務局

では以上をもちまして、令和4年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。御協力ありがとうございました。お帰りの際は気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

上記のとおり、要点記録を確認した。

令和4年 8月2日

会長

兼山美親